（略）	（略）	（略）
五　北太平洋さんま漁業	北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第四条に規定する水域	六時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。

（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

○国土交通省告示第七百五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
新潟VOR	上欄に同じ	N37°57′E139°07′新潟県新潟市	115.5	200	なし	GTC	24時間	昭和40年8月1日（平成20年12月18日から供用再開）	新潟タカンと組合せVORTACとして運用
輪島VOR	上欄に同じ	N37°18′E136°57′石川県鳳珠郡穴水町	113.85	100	なし	WJE	24時間	平成29年8月17日	輪島DMEと組合せVOR／DMEとして運用
能登VOR	上欄に同じ	N37°17′E136°58′石川県鳳珠郡穴水町	111.45	100	なし	NTE	24時間	平成15年7月7日（平成29年8月17日から平成29年11月8日まで供用休止）	能登DMEと組合せVOR／DMEとして運用

改正前

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
新潟VOR	上欄に同じ	N37°57′E139°07′新潟県新潟市	115.5	200	なし	GTC	24時間	昭和40年8月1日（平成20年12月18日から供用再開）	新潟タカンと組合せVORTACとして運用
能登VOR	上欄に同じ	N37°17′E136°58′石川県鳳珠郡穴水町	111.45	100	なし	NTE	24時間	平成15年7月7日	能登DMEと組合せVOR／DMEとして運用